

神社殿録第五十之卷

山陰道八

○隱岐國

中臣朝臣連胤謹撰

隱岐國十六座

大四座小十二座

隱岐は假字也、和名鈔國名隱岐、於國府在周吉郡、式廿二、民部隱岐國下、爲遠國、同廿四、上計行程上三十五日、下十八日、和名鈔拾芥抄國郡隱岐、下日本紀、神代卷上曰、雙生隱岐洲與佐渡洲、世人或有雙生者象此也、同一書曰、隱岐三子洲、古事記神代隱伎之三子島、亦名天之忍許呂別、○番事紀國造云、意岐國造、輕島豐明朝御代、觀松彦伊呂止命五世孫十棧命定賜國造、

知夫郡七座、大一座小六

知夫は知夫里と訓べし、和名鈔郡名知夫、式廿二、民部拾芥抄國郡知夫、○補中抄云、隱岐國知夫利崎、○知夫海部兩郡を島前といふ、

由良比女神社

名神大元名和多須神

由良比女は假字也、和名鈔稱名由良、○祭神明か也頭注云、大己貴命、禰后浦鄉村に在す、例祭月日、○式三、臨時名神祭二百八十五座、中隱岐國由良比女神社一座、○一宮記に、當國一宮也と云る詳ならず、○補中抄云、隱岐國にて知夫利崎といふに、わたすの宮といふ神は

おはすなり、舟いだすとしては其神に奉幣してわたすを祈るとぞ、

連胤按るに、此帳分註に、元名和多須神とある六字は、後入頭註に據りての加筆なるべし、此例あり、さて一宮祀に、當社を國內一宮と云るに、今里人も知らねばかりの小社となれるは、いかにも不審也、此例他國にもあり糺すべし、一宮は周地郡一宮村水若酢命神社なるべき事、同社の條にいへり、

神位 官社

續日本後紀、承和九年九月乙巳、隱岐國智夫郡由良比賣命神預官社、○國內神名帳、從三位上由良姬大明神、

大山神社

大山は於保夜萬と訓べし○祭神 則斯山可爲大山者可知夫、和名例祭月日、合記○美田郷大山脇に在す、燒火之神歟、謂之脇、

類社

美濃國賀茂郡大山神社

神位

國內神名帳云、從三位上大山明神、

海神社二座

海は阿麻と訓べし○祭神

○神社殿録